

SPDR[®]ユーロ・ストックス 50 ETF (FEZ)

運 用 報 告 書
(全 体 版)

2020年9月30日に終了した計算期間

目 次

パフォーマンスの概要に対する注記(未監査).....	1
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察(未監査)	2
投資一覧.....	6
財務書類.....	9
財務書類に対する注記.....	13
独立した登録公認会計士事務所の報告書	27
その他の情報(未監査).....	29

免責事項

この運用報告書は SPDR[®]インデックス・シェアズ・ファンズの 2020 年 9 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、Annual Report およびこの運用報告書との間に齟齬が生じた場合、Annual Report が優先されることにご留意下さい。

また、Annual Report には SPDR[®]インデックス・シェアズ・ファンズを構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、この運用報告書には日本で販売されたファンドのうち特定の 1 つのファンドの情報のみが掲載されています(但し、「財務書類に対する注記」および「その他の情報(未監査)」は、当該日本で販売された全てのファンドの情報が記載されています)。

(注) 本書に記載の「ドル」または「\$」は、別段の記載がある場合を除き米ドルを指します。

本書において、米ドルの円貨換算は、2021 年 2 月 12 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=104.74 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務書類を構成するものではありません。

パフォーマンスの概要に対する注記(未監査)

本ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)でのトータル・リターンに関するパフォーマンス・チャート(市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマーク指数)は、比較目的のためにのみ提供され、対象期間について示す。本ファンドの受益権 1 口当たり NAV は本ファンドの受益権 1 口の価値であり、資産合計額から負債合計額を差し引いた額を発行済受益権口数で除することによって算出される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの NAV 計算時の本ファンドの受益権が上場されている取引所における最高の買い呼び値と最低の売り呼び値の中間値を用いて決定される。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。インデックスのリターンは収入、損益、配当および他の収入の再投資全てを反映する。

ユーロ・ストックス 50®指数は、19 種あるユーロ・ストックス・スーパーセクター指数の構成銘柄のうち一部の最大手企業のパフォーマンスを表象するために設計されている。ユーロ・ストックス・スーパーセクター指数はユーロ・ストックス指数のサブセットである。ユーロ・ストックス指数は、広範でありながら流動性のあるストックス・ヨーロッパ 600 指数のサブセットである。ユーロ・ストックス指数はユーロ・ストックス・トータル・マーケット指数の浮動株時価総額の約 60%を占めており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット指数は表象された国の浮動株時価総額の約 95%をカバーしている。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察(未監査)

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF(以下「本ファンド」という。)は、ユーロ・ストックス 50 指数のトータル・リターン・パフォーマンスに概ね対応する投資結果(手数料および費用控除前)を実現することを目指している。本ファンドのベンチマークは、ユーロ・ストックス 50 指数(以下「本インデックス」という。)である。

2020 年 9 月 30 日に終了した 12 カ月間(以下「報告期間」という。)、本ファンドのトータル・リターンはマイナス 1.65%、本インデックスのトータル・リターンはマイナス 1.72%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用費用を反映している。本インデックスは運用されているものではなく、そのリターンは、リターンに悪影響を及ぼすいかなる種類の手数料も費用も反映していない。運用報酬、キャッシュ・ドラッグ、および証券組み入比率の相違の累積的な影響が、本ファンドのパフォーマンスと本インデックスのパフォーマンスの相違の一因となり、報告期間における本ファンドのパフォーマンスの主要な原動力となった。

本ファンドのパフォーマンスは、主に COVID-19 をめぐる不確実性によって影響を受け、これには、政府による強制的ロックダウン、および前例のない財政・金融刺激策が含まれる。当年度は好調に滑り出し、1 月にはプラスのパフォーマンスを達成した。しかし、中国から発生した新型コロナウイルスが、欧州全域に拡大し始めたことから、2 月の世界的なリターンへの重しとなり始めた。ウイルスおよび各国の感染抑制措置による経済への影響をめぐる不確実性が、リスクオフの心理を駆り立てたことにより、株式価値は 3 月を通して低下した。3 月のロシアとサウジアラビアによる OPEC 協議の決裂により、石油価格が 1999 年以來の最低水準まで急落したことも、世界市場に悪影響をもたらした。第 2 四半期には、OPEC プラス各国間の協調の強化、世界の中央銀行によるサポート、および財政刺激策が景気を後押ししたことによって、石油価格と世界の株価がともに回復し始めた。4 月に失業率や小売売上高の減少など、経済指標の低迷が報告された後、5 月には明るいデータが続き、ロックダウンと刺激策が功を奏したことを示唆した。第 3 四半期には、ユーロ圏の成長は一様ではないものとなり、感染率の上昇を受け、想定外の好材料はほとんどなかった。観光とホスピタリティ産業への依存度が高いイタリアとスペインは、ドイツやフランスなどの諸国と比較して低迷した。英国の欧州連合離脱をめぐる不確実性の継続も、依然として英国および欧州の回復機運に対するリスクとなっている。欧州のプラスのパフォーマンスは、一般消費財・サービスおよび資本財・サービスによって牽引されたが、金融およびエネルギーが悪化要因となった。

本ファンドは報告期間中にデリバティブに投資していない。

個別銘柄レベルでは、報告期間における本ファンドのパフォーマンスに最も貢献したものは、Siemens、SAP、ASML であった。当報告期間における本ファンドのパフォーマンスに最もマイナス寄与したものは、Banco Santander SA、Airbus SE、および TOTAL SE であった。

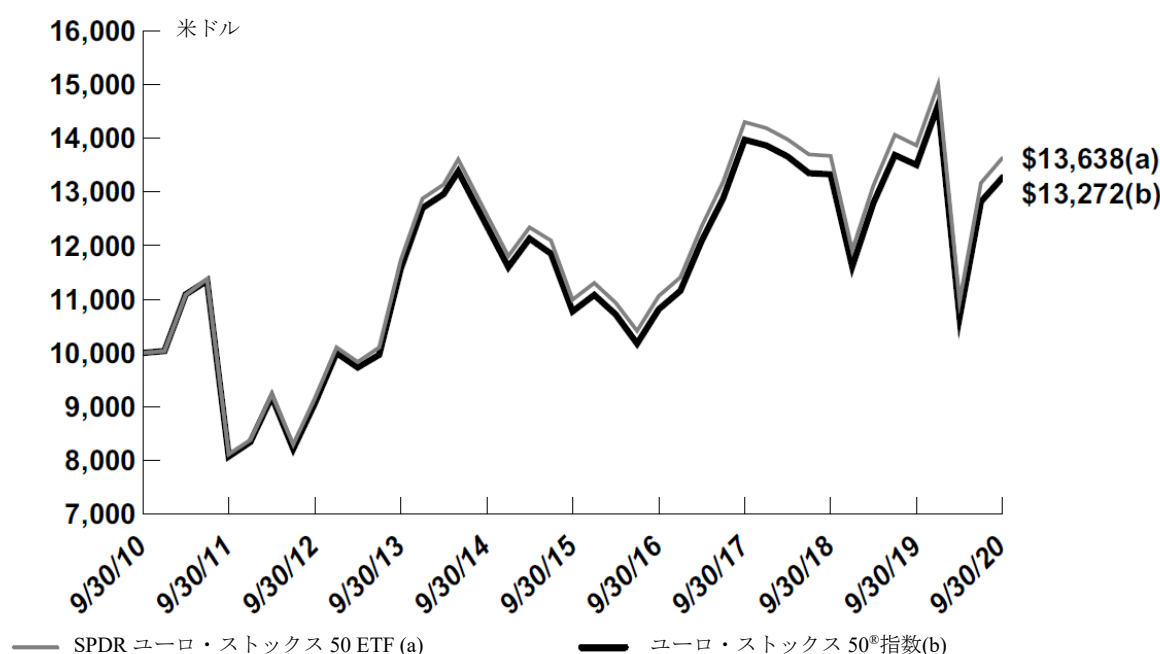
上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのポートフォリオ・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザー全体の見解を反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものとする責任を負うものではない。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、ファンドのために取引を行う意思を示すものとして、この見解に依拠することはできない。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF
パフォーマンスの概要(未監査)

2020年9月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン			平均年間トータル・リターン		
	純資産価額	市場価格	ユーロ・ストックス 50 指数	純資産価額	市場価格	ユーロ・ストックス 50 指数
1年	(1.65)%	(1.74)%	(1.72)%	(1.65)%	(1.74)%	(1.72)%
5年	24.07%	23.53%	23.17%	4.41%	4.32%	4.26%
10年	36.38%	36.66%	32.72%	3.15%	3.17%	2.87%

投資額10,000ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



直近の目論見書の手数料および費用表に記載されているSPDRユーロ・ストックス50 ETFの総経費率は、0.29%である。2020年9月30日に終了した年度の総経費比率については、財務ハイライトを参照のこと。

記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンおよび元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、www.ssga.comをご覧ください。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。詳細については、1ページの「パフォーマンスの概要に対する注記」を参照。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF
ポートフォリオの統計(未監査)

2020年9月30日現在の保有額上位10位

内容	純資産に対する百分比 (%)
SAP SE	6.1%
ASML Holding NV	5.6
Linde PLC	4.7
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	4.4
Sanofi	4.1
Siemens AG	3.4
TOTAL SE	3.2
Unilever NV	3.0
Allianz SE	2.9
L'Oreal SA	2.8
合計	40.2%

(保有額の上位10位は変動する可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

投資一覧

2020年9月30日

銘柄	株式数	価額
普通株式 — 99.5%		
ベルギー — 1.6%		
Anheuser-Busch InBev SA	526,476	\$ 28,538,037
中国 — 1.5%		
Prosus NV (a)	277,444	25,604,639
フィンランド — 2.1%		
Kone Oyj Class B	253,710	22,331,338
Nokia Oyj (a)	3,537,768	13,897,694
		36,229,032
フランス — 34.7%		
Air Liquide SA	295,531	46,958,145
Airbus SE (a)	361,889	26,340,604
AXA SA	1,290,646	23,876,608
BNP Paribas SA (a)	719,573	26,136,942
Danone SA	405,157	26,235,439
Engie SA (a)	1,163,585	15,582,345
EssilorLuxottica SA (a)	185,089	25,209,743
Kering SA	46,515	30,960,218
L'Oreal SA	152,088	49,508,869
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	165,669	77,592,172
Pernod Ricard SA	125,256	19,997,918
Safran SA (a)	219,969	21,781,024
Sanofi	712,046	71,248,937
Schneider Electric SE	343,906	42,768,008
TOTAL SE (b)	1,656,023	56,704,537
Vinci SA	350,005	29,354,207
Vivendi SA	541,293	15,106,991
		605,362,707
ドイツ — 29.8%		
Adidas AG (a)	116,442	37,700,287
Allianz SE	260,381	49,959,062
BASF SE	573,179	34,937,767
Bayer AG	613,113	38,328,145
Bayerische Motoren Werke AG	200,508	14,575,449
Daimler AG	523,815	28,277,087
Deutsche Boerse AG	118,887	20,884,053
Deutsche Post AG	613,128	27,968,511
Deutsche Telekom AG	2,023,504	33,908,212
Muenchener Rueckversicherungs-Gesellschaft AG in Muenchen	87,409	22,201,545
SAP SE	683,077	106,342,166
Siemens AG	467,101	59,090,863
Siemens Energy AG (a)	233,550	6,299,068
Volkswagen AG Preference Shares (a)	114,551	18,456,707
Vonovia SE	320,239	21,998,455
		520,927,377
アイルランド — 1.0%		
CRH PLC	500,354	18,112,675
イタリア — 4.3%		
Enel SpA	4,848,220	42,173,315
Eni SpA	1,571,828	12,327,355
Intesa Sanpaolo SpA (a)	11,276,848	21,197,754

財務書類に対する注記を参照

		FEZ
		\$ 75,698,424
オランダ — 11.2%		
Adyen NV (a)(c)	17,392	32,070,725
ASML Holding NV	265,715	98,057,634
ING Groep NV (a)	2,440,714	17,335,767
Koninklijke Ahold Delhaize NV	688,749	20,393,462
Koninklijke Philips NV (a)	568,438	26,796,480
		<u>194,654,068</u>
スペイン — 5.7%		
Amadeus IT Group SA	281,888	15,731,165
Banco Santander SA (a)	10,398,342	19,504,917
Iberdrola SA	3,617,943	44,589,544
Industria de Diseno Textil SA	695,428	19,408,757
		<u>99,234,383</u>
英国 — 7.6%		
Linde PLC (a)	344,582	81,582,593
Unilever NV	856,172	51,705,512
		<u>133,288,105</u>
普通株式合計		
(Cost \$1,861,933,662)		<u>1,737,649,447</u>
短期投資 — 0.8%		
State Street Institutional Liquid Reserves Fund, Premier Class 0.11% (d) (e)	513,986	514,089
State Street Navigator Securities Lending Portfolio II (f) (g)	13,626,201	13,626,201
短期投資合計		
(Cost \$14,140,341)		<u>14,140,290</u>
投資合計 — 100.3%		
(Cost \$1,876,074,003)		<u>1,751,789,737</u>
その他の資産を超過する負債 — (0.3)%		<u>(4,519,337)</u>
純資産 — 100.0%		<u>\$ 1,747,270,400</u>

(a) 無配証券

(b) 2020年9月30日時点で、有価証券の全部または一部が貸し付けられている。

(c) 1933年証券法ルール144A(その後の改正を含む。)に従い購入した証券。これらの証券(2020年9月30日現在純資産の1.8%)は、流動性があるものと考えられており、登録を免除された取引において、通常は適格機関投資家たる買主に転売される。

(d) 本ファンドは、SSGA Funds Management, Inc.が運用するマネー・マーケット・ファンドに投資した。2020年9月30日に終了した期間のそれら取引に関連する額は、後掲の関係会社表で示される

(e) 記載利率は2020年9月30日における7日間の年間利回りである。

(f) 本ファンドは関係会社に投資した。2020年9月30日に終了した期間のそれら取引に関連する額は、後掲の関係会社表で示される。

(g) 貸付証券の現金担保の投資

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに従った2020年9月30日現在における本ファンドの投資価値の概要である。

項目	レベル1 - 市場 価格	レベル2 - その他の 重要な 観察可能な インプット	レベル3 - 重要な 観察不能 な インプット	合計
資産:				
投資:				
普通株式	\$ 1,737,649,447	\$ —	\$ —	\$ 1,737,649,447
短期投資	14,140,290	—	—	14,140,290
投資合計	\$ 1,751,789,737	\$ —	\$ —	\$ 1,751,789,737

2020年9月30日現在のセクター別内訳

	純資産に対する 百分比(%)
一般消費財・サービス	15.9%
情報技術	15.2
資本財・サービス	13.5
金融	11.5
生活必需品	11.2
素材	10.4
ヘルスケア	7.8
公益事業	5.9
エネルギー	4.0
通信サービス	2.8
不動産	1.3
短期投資	0.8
その他の資産を超過する負債	(0.3)
合計	100.0%

(本ファンドの産業内訳は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変動する可能性がある。)

関係会社表

	保有株式数 (2019年 9月30日)	評価額 (2019年9 月30日)	購入原価	証券売却手 取金	実現利益(損 失)	未実現増価 /減価の変 動額	保有株式数 (2020年 9月30日)	評価額(2020 年9月30日)	受取配当金
State Street Institutional Liquid Reserves Fund, Premier Class	300,529	\$ 300,559	\$ 41,320,507	\$ 41,104,469	\$ (2,457)	(51)	513,986	\$ 514,089	7,476
State Street Navigator Securities Lending Portfolio II	—	—	330,571,221	316,945,020	—	—	13,626,201	13,626,201	105,430
State Street Navigator Securities Lending Portfolio III	—	—	11,788,401	11,788,401	—	—	—	—	1,944
合計		\$ 300,559	\$ 383,680,129	\$ 369,837,890	\$ (2,457)	\$ (51)	\$ 14,140,290	\$ 14,140,290	\$ 114,850

財務書類に対する注記を参照

財務書類

貸借対照表

2020年9月30日

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF
資 産	
関係を有していない発行体への投資(評価額)*	\$ 1,737,649,447
関係を有する発行体への投資(評価額)	14,140,290
投資総額	<u>1,751,789,737</u>
外国通貨(評価額)	640,186
ブローカーに対する現金(純額)	—
ブローカーに対する債権 — 未決済先物取引に関する変動証拠金の累計額	—
売却投資債権	—
未収配当金—関係を有していない発行体	7,117,361
未収配当金—関係を有する発行体	82
有価証券貸付収益未収金 — 関係を有していない発行体	1,154
有価証券貸付収益未収金 — 関係を有する発行体	1,907
アドバイザーからの未収金	—
未収還付外国税額	7,788,032
その他の未収金	19,124
資産合計	<u>1,767,357,583</u>
負 債	
借受証券返還債務	13,626,201
投資買入債務	6,027,934
未払繰延外国税額	—
未払投資顧問報酬	428,418
未払受託者報酬および費用	4,630
負債合計	<u>20,087,183</u>
純資産	<u>\$ 1,747,270,400</u>
純資産の内訳:	
払込資本	\$ 2,462,231,141
配当可能利益(損失)合計**	(714,960,741)
純資産	<u>\$ 1,747,270,400</u>
受益権1口当たり純資産価額	
受益権1口当たり純資産価額	\$ 36.40
発行済受益権(授權額の上限なし、額面価額0.01ドル)	<u>48,000,967</u>
投資費用:	
関係を有していない発行体への投資	\$ 1,861,933,662
関係を有する発行体への投資	14,140,341
投資費用総額	<u>\$ 1,876,074,003</u>
外国通貨(取得価額)	\$ 636,986
*貸付証券への投資額を含む(評価額)	<u>\$ 13,342,527</u>
**繰延外国税を含む	<u>\$ —</u>

損益計算書

2020年9月30日終了年度

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF
投資利益	
受取配当金 — 関係を有していない発行体	\$ 52,233,153
受取配当金 — 関係を有する発行体	7,476
受取配当金 — 非現金取引	—
非関係会社への証券貸付による収益	132,035
関係会社への証券貸付による収益	107,374
源泉徴収外国税	(6,051,681)
投資利益(損失)合計	46,428,357
費用	
投資顧問報酬	5,376,086
受託者の報酬および費用	26,419
雑費用	26,100
費用合計	5,428,605
アドバイザーによって放棄/払い戻された費用	—
純費用	5,428,605
純投資利益(損失)	\$ 40,999,752
実現および未実現の利益(損失)	
正味実現利益(損失)の内訳:	
投資 — 関係を有していない発行体	(130,939,482)
投資 — 関係を有する発行体	(2,457)
現物償還 — 関係を有していない発行体	(39,291,623)
外国通貨取引	334,405
未実現の利益(損失)	(169,899,157)
未実現増価(減価)の純変動額の内訳:	
投資 — 関係を有していない発行体*	56,525,275
投資 — 関係を有する発行体	(51)
外国通貨換算	625,974
未実現増価(減価)の純変動額	57,151,198
正味実現および未実現利益(損失)	(112,747,959)
運用による純資産の純増加(減少)	\$ (71,748,207)
* 繰延外国税を含む	\$ —

純資産変動計算書

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF	
	年度終了日 2020/9/30	年度終了日 2019/9/30 (a)
運用による純資産の増加(減少):		
純投資利益(損失)	\$ 40,999,752	\$ 67,089,679
正味実現利益(損失)	(169,899,157)	(50,839,764)
未実現増価(減価)の純変動額	57,151,198	(52,208,313)
運用による純資産の純増加(減少)	(71,748,207)	(35,958,398)
正味平準化貸記額および借記額	(66,462)	(471,589)
受益者への配当	(35,822,371)	(67,649,383)
実質持分取引による内訳:		
受益権売却手取金	279,593,882	85,304,775
償還受益権費用	(475,060,118)	(1,039,769,068)
正味利益平準化	66,462	471,589
実質持分取引による純資産の純増加(減少)	(195,399,774)	(953,992,704)
期間中の純資産の純増加(減少)	(303,036,814)	(1,058,072,074)
期首における純資産	2,050,307,214	3,108,379,288
期末における純資産	\$ 1,747,270,400	\$ 2,050,307,214
実質持分:		
売却受益権数	7,950,000	2,300,000
償還受益権数	(14,200,000)	(29,100,000)
受益権取引による純増加(減少)	(6,250,000)	(26,800,000)

- (a) 2020年9月30日に終了した年度より、本ファンドはアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーによる監査を受けている。過年度については、別の独立登録会計事務所による監査を受けている。

財務ハイライト

各期間中の発行済受益権1口当たりの要約データ

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF				
	年度終了日 2020/9/30	年度終了日 2019/9/30 (a)	年度終了日 2018/9/30 (a)	年度終了日 2017/9/30 (a)	年度終了日 2016/9/30 (a)
期首純資産額	\$ 37.79	\$ 38.35	\$ 41.30	\$ 32.76	\$ 33.77
投資活動による利益(損失)					
純投資利益(損失) (b)	0.81	1.02	1.17	1.04	1.05
正味実現および未実現利益 (損失) (c)	(1.46)	(0.49)	(2.89)	8.34	(0.83)
投資活動による合計	(0.65)	0.53	(1.72)	9.38	0.22
正味平準化貸記額および借記 額(b)	(0.00)(d)	(0.01)	(0.08)	0.13	(0.06)
受益者への分配金原資の内 訳:					
純投資利益	(0.74)	(1.08)	(1.15)	(0.97)	(1.17)
期末純資産額	\$ 36.40	\$ 37.79	\$ 38.35	\$ 41.30	\$ 32.76
トータル・リターン (e)	(1.65)%	1.43%	(4.40)%	29.30%	0.62%
比率および補足データ:					
期末純資産(単位:1,000)	\$ 1,747,270	2,050,307	\$ 3,108,379	\$ 4,555,667	\$ 2,538,715
平均純資産に対する比率:					
費用合計	0.29%	0.29%	0.29%	0.29%	0.29%
純投資利益(損失)	2.21%	2.80%	2.89%	2.83%	3.13%
ポートフォリオ・ターンオー バー比率 (f)	9%	6%	7%	4%	7%

- (a) 2020年9月30日に終了した年度より、本ファンドはアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーによる監査を受けている。過年度については、別の独立登録会計事務所による監査を受けている。
- (b) 受益権1口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当期間の受益権1口当たりのデータをより適切に示している。
- (c) 発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連した本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額の変動と一致していないことがある。
- (d) 金額は受益権1口当たり0.005ドル未満である。
- (e) トータル・リターンは、受益権が各報告期間の初日に純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、各分配金の支払日に受益権1口当たり純資産額で再投資されることを前提としている。1年未満の期間についてのトータル・リターンは年率換算されない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (f) ポートフォリオ・ターンオーバー比率は、現物による設定または償還により受け渡しされた証券を除外している。

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ 財務書類に対する注記 2020年9月30日

1. 設 立

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(改正を含む。以下「1940年法」という。)に基づき登録されたマサチューセッツの事業トラストで、オープンエンド運用投資会社である。

2020年9月30日現在、本トラストは30のシリーズから成り、そのそれぞれが本トラストの別個の受益権を表象する。本トラストの信託宣言において、額面金額0.01ドルの受益権を無制限に発行する権限を本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)に付与することが認められている。本運用報告書の財務書類は、以下のシリーズ¹(以下それぞれ、また総称して「本ファンド」という。)に関するものである。

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

各ファンドは、1940年法上の「分散型投資会社」に分類される。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。本トラストに対してなされる可能性のある未発生将来の請求を含むため、こうした取り決めに基づき本トラストが最大限負うことのあるリスクは不明である。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務書類を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)に従って財務書類を作成するには、経営陣は、財務書類における計上額および開示内容に影響する見積りおよび仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積りと相違することがあり得る。本ファンドは、米国GAAP上の投資会社に該当し、投資会社に適用のある会計および報告に関するガイダンスに準拠している。

証券の評価

各本ファンドの投資は、ニューヨーク株式取引所(以下「NYSE」という。)が開いている日は毎日公正価値で評価され、また財務報告上、報告期間の終了日がNYSEが開いていない日の場合、報告日現在で公正価値で

¹原文の Annual Report には 5 つのファンドが記載されているが、本ファンド以外のファンド名は省略する。

評価される。通常、公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、あるファンドが資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格、と定義されている。公正価値での評価は、その本質から証券を現時点で売却した場合における評価の誠実な見積りであり、実際の市場価格を反映していない可能性がある。各本ファンドの投資は、オーバーサイト・コミッティー(本書において「監視委員会」という。)が策定し、本トラストの受託者会が承認した方針および手続に従って評価される。監視委員会は、本ファンドのために、投資の評価方法を監視する。受託者会は、投資の公正価値の決定に対する監視に責任を負う。

各本ファンドの投資を評価するために用いる、主要な投資カテゴリー別の評価方法は、以下のとおりである。

- ・ 公認の証券取引所で取引されている、株式への投資であって、その市場相場が容易に入手できるものは、それらが取引されている主たる市場または取引所における直近売買価格または公表終値(のいずれか該当する方)で評価される。公認の取引所で取引されている株式への投資であって評価日に売買がなかったものは、直近公表売買価格または公正価値で評価される。
- ・ 新株予約権およびワラントは、独立価格情報提供事業者またはブローカーから入手した最終報告売買価格で評価日に評価される。独立価格情報提供事業者およびブローカーのいずれからでも、当該価格が入手できないときは、受託者会が承認した評価方針および手続に従って、当該新株予約権およびワラントの本源的価値に基づいて評価を行う。
- ・ 公認の証券取引所で取引されていない、登録投資会社(マネー・マーケット・ファンドを含む。)その他プール型投資ビークルの小口化された持分への投資は、その日に公表された1受益権または1投資単位当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)で評価される。

価格もしくは相場が容易に入手できない場合またはこれらの評価方法の適用した結果として得られた価格がその投資の公正価値を表していないと考えられる場合には、当該投資の公正価値は、受託者会が承認した評価方針および手続に従って監視委員会が誠実に決定する。

公正価値評価によって、本ファンドのNAVを計算するために用いられる価格と、当該本ファンドの対象ベンチマークが採用する価格に差異が生じる可能性がある。本ファンドの投資価値を決定するために多様なインプットが用いられている。

本ファンドは、その資産および負債の公正価値を評価する上で評価技法に対するインプットを優先順位付けした3つのレベルで構成される公正価値ヒエラルキーを用いており、活発な市場における同一資産または負債の容易に入手可能な調整前市場価格(レベル1測定)を最高順位とし、時価が容易に入手可能ではないか、または時価が信頼できない場合において、観察不能なインプット(レベル3測定)を最低順位として、取り扱うというものである。ある投資について決定された価値が公正価値ヒエラルキー中のどの分類に属するかは、当該投資の価格設定の透明性に基づいて決まるものであって、その分類は、必ずしも、その金融商品に投資することに伴うリスクを示唆するものではない。

公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

- ・ レベル1 – 同一の資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・ レベル2 – レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的または間接的に観測可能であるもの。これには、活発な市場における類似の資産もしくは負債の市場価格、活発でないと考えられる市場における同一もしくは類似の資産もしくは負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプット(為替レート、融資条件、金利、イールドカーブ、ボラティリティ、期限前償還率、損失規模、信用リスクおよびデフォルト率等)またはその他の市場に裏付けられたインプットが含まれる。
- ・ レベル3 – 投資の公正価値の決定に利用される監視委員会の定める前提を含む、資産または負債についての観測不能なインプット。

2020年9月30日現在における公正価値ヒエラルキーに従った各本ファンドの投資価値は、各本ファンドのそれぞれの投資一覧で開示されている。

投資取引および収益認識

投資取引は、財務報告の目的上、取引日に計上される。投資の売却または処分および外国為替取引により実現した損益(該当する場合)は、個別原価法で計上される。

受取配当金およびキャピタルゲインの分配(該当する場合)は、外国源泉徴収税(もしあれば)を控除の上、配当または分配落ち日、または情報が入手可能となった時に認識される。株式による非現金配当の受け取り(もしあれば)は、受取配当金として公正価値で計上される。本ファンドが受け取った配当金には、マネジメントの見積りによる資本の償還が含まれる場合がある。かかる金額は、投資取得原価の減額として計上するか、キャピタルゲインに再分類する。

費用

特定の本ファンドについてのものであることが直接認識できる一定の費用は、本トラスト内の当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできないその他の費用は、費用の性質および種類ならびに本トラスト内の本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、衡平と考えられる方法により配分される。

外国通貨換算

本ファンドの会計記録は米ドルで行われている。外国通貨ならびに外貨建ての投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、期末時点の為替レートを使用して米ドルに換算されている。外貨建ての有価証券

の売買、収益の受領および費用の支払いは、それぞれの取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替レートの変動の投資に対する影響は、投資有価証券の実現および未実現の純利益(損失)に含まれる。実現および未実現の利益(損失)を生じさせるその他の外国通貨取引は、別途開示される。

外国税

本ファンドは、収益、株式配当、投資にかかる実現および未実現のキャピタルゲインまたは一定の外国為替取引に対して外国税の賦課を受ける可能性がある(なお、かかる税の一部は返還請求が可能な場合がある。)。外国税は、本ファンドが投資を行う外国の管轄地において適用される外国の税制および税率についてのSSGA Funds Management, Inc.(以下「アドバイザー」または「SSGA FM」という。)の理解に従って計上される。これらの外国税(もしあれば)は、本ファンドが支払いを行い、本ファンドの損益計算書に反映される。2020年9月30日時点の未払外国税または繰延外国税(もしあれば)は、本ファンドの貸借対照表で開示される。

平準化

本トラストの一定の本ファンドは「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な受益権1口当たり純投資利益の額に相当する。)は、未分配の純投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権1口当たりの未分配の純投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得による影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産変動計算書で確認することができる。

以下の本ファンドは、2020年9月30日に終了した期間中に平準化を利用した。

SPDRユーロ・ストックス50 ETF

分配

SPDRユーロ・ストックス50 ETFは、四半期毎に純投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する分配を宣言し分配する。

正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)は、毎年分配される。分配の宣言および支払いについては、指数トラッキングを改善し、または1986年内国歳入法典(修正版)(以下「内国歳入法典」という。)で規定される分配要件を遵守する目的で、より多くの頻度で他のいずれの時期においても実行することができる。分配される収益およびキャピタルゲインの額および性質は、適用される税制に従って決定され、米国GAAPの目的上認識される純投資利益および実現利益とは相違する可能性がある。

3. デリバティブ金融商品

先物取引

本ファンドは、本ファンドの目的を達成するために、先物取引を行う場合がある。先物取引とは、標準化された取引所取引であり、一定の金融商品を定められた価格で売買することを先日付で約定するものをいう。先物取引の約定時に、本ファンドは、ブローカーに対して、清算機関が求める当初預託証拠金の額に相当する額の証拠金(現金または有価証券)を預託しなければならない。その後の支払いは、契約価額(累積)、為替および/またはその他の取引手数料の日々の変動に応じ、本ファンドが支払い、または支払いを受領する。当該支払いの累計額は、相当額が未実現損益と相殺された上で未収または未払いの変動証拠金として計上される。本ファンドは、当該契約が終了した時に実現損益の認識を行う。

契約期間中に、原商品の市場金利または価値に不利な変動が生じたことに起因して先物取引価格が下落した場合、または取引相手が契約に基づき履行しなかった場合、損失が生じる可能性がある。また、先物取引の利用には、先物取引の価格変動が当該取引の原資産の価格変動と相関しないというリスクも伴う。

スワップ

一部のファンドは、本ファンドと相手方が、指定された想定元本によって定期的に純額を決済するか、または終了時に純額を決済することを合意するスワップ契約を締結する場合がある。スワップ契約は、店頭市場において非公開で交渉され、二者間契約として締結される(以下「BL OTC」という。)か、または中央で清算される(以下「中央清算スワップ」という。)。スワップは、毎日時価評価され、価値の変動は未実現増価(減価)として記録される。

BL OTCスワップは、ファンドと相手方ディーラーとの間の取引で、スワップの有効期間にわたり、二者間でキャッシュフローが交換される。BL OTCスワップについて、前払プレミアムは資産として、受領した前払手数料は負債として計上され、これらは貸借対照表において、それぞれ前払スワップ契約手数料および前受スワップ契約手数料として表示されるとともに、BL OTCスワップの有効期間にわたり、実現損益に対して定率で償却される。本ファンドによって受領または実行されたBL OTCスワップの支払いは、それぞれ実現利益または実現損失として損益計算書に計上される。BL OTCスワップが終了した場合、本ファンドは、最終取引による手取金(または最終取引の原価)と、本ファンドの契約上のベーススの差額に等しい金額を、実現利益または実現損失として計上する。一般的に、契約上のベーススは、受領されたまたは支払われた手数料である。

中央清算されるOTCスワップは、本ファンドと相手方ディーラーの間の取引で、清算機関を通して先物取引次業者(FCM)によって清算される。清算が終わると、清算機関は中央清算機関(以下「CCP」という。)としての役割を果たし、ファンドは、先物契約における取引と同様に取引の継続期間にわたり、CCPとキャッシュフローを交換する。

本ファンドは、ブローカーを通してCCPとやり取りする必要がある。中央清算スワップの開始に当たり、

本ファンドはブローカーに対して現金または証券の形で当初証拠金の預託することを要求され、その金額は特定のスワップの規模およびリスク・プロファイルによって異なる。当初証拠金として預託される証券がある場合、投資一覧において指定され、預託される現金は分別され、トータル・リターン・スワップの担保に係る未払金として貸借対照表に計上される。中央清算スワップの評価の日々の変動は、変動証拠金に係る未収金または未払金として貸借対照表に計上される。終了時を含め、相手方から受領する(または相手方に支払う)支払いは、実現利益(損失)として損益計算書に計上される。二者間OTCスワップと中央清算OTCスワップのいずれの場合も、支払いは指定された間隔によって交換され、契約の発効日から毎日発生し、実現利益または(損失)として計上される。一部のスワップは、発効日以前に終了し、終了時に利益または損失を実現する場合がある。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップはキャッシュフローの交換が行われる契約で、一方の当事者が、固定または変動金利の支払いと引き換えに、原金融商品のトータル・リターン(クーポンにキャピタルゲイン/ロスを加える)について支払いを約束するものである。取引の原金融商品または原インデックスのトータル・リターンが、相殺する金利債務を上回るか下回る範囲において、本ファンドは相手方から支払いを受領するか、または相手方に支払いを行う。

2020年9月30日に終了した年度において、本ファンドはトラッキング・エラーの削減および日々の流動性促進のために、キャッシュ・エクイタイゼーションに関するトータル・リターン・スワップ契約を締結した。

デリバティブに関連するリスク

デリバティブ金融商品には、様々な程度で、貸借対照表で報告されている金額を超える信用、市場および/または金利リスクが伴う。このようなリスクには、それらの契約について流動性のある市場がないこと、契約相手方が債務を履行しない、または契約条件の意味について異議を唱えること、ならびにこれらの取引に関連する金利および/または市場価値が不利に変動する可能性のあることが含まれる。

デリバティブ取引は投資レバレッジをもたらし、激しい変動性を伴う可能性がある。ヘッジ目的を除くデリバティブの利用は、投機的とみなされる場合がある。本ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、将来のエクスポージャーは無制限となる可能性がある。デリバティブ商品の価値は、本ファンドのデリバティブの相手方が、取引の下における債務を履行する能力と意志によって左右される。流動性のある流通市場は、常に本ファンドのデリバティブ・ポジションに対して存在するとは限らず、本ファンドがデリバティブ取引の公正市場価値を確定し、デリバティブ・ポジションを一括清算する能力に影響する可能性がある。デリバティブの利用は本ファンドのパフォーマンスを補完することを目的としているが、一方でリターンを減少させ、ボラティリティを高める可能性がある。デリバティブ商品に関連するリスクの測定は、全ての関連取引および相殺取引を考慮に入れた場合のみ、意味をなすものとなる。本ファンドは、これらのデリバティブ商品の下における債務に対応するために、流動資産を確保しておくか、またはその他の適切な措置を講じなければならない。

先渡外国通貨契約および一部のスワップ契約を含む一部のデリバティブは、各相手方と個別に交渉されるISDAマスター契約の条件に基づき、店頭(以下、「OTC」という)で締結される。ISDAマスター契約は、特定のOTCデリバティブに適用される本ファンドと相手方の間の二者間契約であり、特に、担保差入条件、および債務不履行および／または終了事由が生じた場合のネットティング条項を規定している。ISDAマスター契約に基づき、本ファンドは、一定の状況の下で、相手方との間で、一部のデリバティブ金融商品に係る未払金および／または未収金を、保有担保および／または差入担保と相殺し、単独の純支払を行うことができる。ISDAマスター契約の規定は、一般的に、相手方の破産または支払不能の場合を含む債務不履行事由が生じた場合において、単独の純支払を認めている。特定の法域の破産法または倒産法は、破産、支払不能などの事象の際に、相殺する権利を制限または禁止している場合がある。さらに、一部のISDAマスター契約は、本ファンドの純資産が規定の比率分減少するか、または本ファンドがISDAマスター契約の条件を履行できなかった場合に、相手方が満期前にデリバティブ契約を終了することを認めている。その結果、本ファンドは相手方に対して負っている純負債の期限の利益を喪失することになる。

ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブについて、必要な担保は通常、同契約に基づく各取引の時価評価額を相殺し、その金額を本ファンドおよび相手方によって現在差し入れられている担保の価値と比較することによって計算される。本ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保、および相手方から受け入れた現金担保がある場合は、貸借対照表上にそれぞれ、差入現金担保、および、受入現金担保として別々に報告される。本ファンドが差し入れまたは受け入れた非現金担保がある場合は、本ファンドの投資一覧に注記される。想定元本金額は、原金融商品に対するエクスポージャーの金額を計算するために使用される構成要素の1つであるが、契約に基づいて受け渡しされる金額ではない。したがって、信用リスクは、相手方から受領する金額に限定される。潜在的な相手方の債務不履行による信用リスクを削減するために、本ファンドは、受託者会によって承認されたSSGA FMによって信用力が推奨された相手方とスワップ契約を締結する。本ファンドは、指数、証券価値または金利の変動に伴う市場リスクを負っている。

4. 手数料および関係会社との取引

投資顧問報酬

本トラストは、本ファンドに代わり、SSGA FMと投資顧問契約を締結している。本ファンドに対するそのアドバイザー・サービス、提供されるファシリティ、およびアドバイザーが負担する費用のために、各本ファンドは、各本ファンドの日次の平均純資産額に対し以下の表で示される割合に基づいて日々発生して毎月支払われる報酬（以下「運用および投資顧問報酬」という。）をアドバイザーに支払う。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	年間割合 0.29%
-----------------------	---------------

アドバイザーは、時に、自身の運用報酬の全部または一部を放棄する場合もある。アドバイザーは、2021年1月31日まで、各本ファンドに関して取得ファンドの全ての報酬および費用(取得ファンドにおける現金管

理のための保有証券(もしあれば)を除く。)に相当する金額の、自身の運用報酬の一部の放棄、および／または費用の払戻しについて契約上同意している。この権利放棄および／または払い戻しにおいては、放棄され、または払い戻された金額をアドバイザーが回収することは規定していない。この権利放棄および／または払い戻しは、受託者会の承認がない限り、2021年1月31日より前に終了することはできない。

アドバイザーは、各本ファンドの全ての費用を支払うが、運用報酬、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得ファンドの報酬および費用、その他の特別費は支払わない。アドバイザーは、投資顧問契約に基づきアドバイザーにより支払われない報酬および費用(もしあれば)を適用する前の SPDR MSCI 全世界株式(除く米国)ETF の年間本ファンド運営費用純額が本ファンドの日々の平均純資産の 0.30%に制限されるよう、2021年1月31日まで運用報酬もしくは投資顧問報酬の一部を放棄すること、および／または特定の費用を返金することを契約により同意している。

かかる報酬等の放棄および／または費用返金合意書には、過去にアドバイザーが放棄した報酬等について、アドバイザーの回収権を規定していない。アドバイザーは、毎年、こうした放棄および／または返金を続けるかもしれないが、2021年1月31日以降、アドバイザーがそのようにするという保証はなく、また、当該放棄および／または返金は、随時、撤回または訂正され得る。2020年9月30日に終了した期間中、SPDR MSCI 全世界株式(除く米国)ETF については、\$625,380(65,502,301 円)が放棄された。

アドミニストレーター、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人

SSGA FM はアドミニストレーターを務めており、アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人を務めている。ステート・ストリートは、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

販売業者

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)(以下「SSGA FD」または「販売業者」という。)は、アドバイザーの関係会社で、本トラストの販売業者を務める。

関係会社とのその他の取引 - 証券貸付

ステート・ストリート(本ファンドの関係会社)は、2017年1月6日付修正・訂正済み証券貸付許可基本契約書(改訂版)に従って本ファンドの証券貸付代理人を務める。

ステート・ストリートが現金担保または手数料収入の投資により回収した手取金は、(証券貸付契約の条件に基づきステート・ストリートに支払うその他の額の控除後に)85%が本ファンドに、15%がステート・ストリートに、それぞれ配分される。

また、貸付業務の現金担保は、SSGA FM が投資アドバイザーを務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・ポートフォリオ II (State Street Navigator Securities Lending Portfolio II)(関係ファンド)に投資される。証券貸付に関する情報については注記 9 を参照されたい。

関係会社とのその他の取引

本ファンドは、関係事業体(ステート・ストリート・コーポレーションが発行した証券を含む。)、関係性を有するファンド、または本ファンドがその議決権付証券もしくは発行済み株式の 5%超を所有することにより関係会社とみなされる事業体に投資することができる。2020 年 9 月 30 日に終了した期間のそれら取引に関係する額は、投資一覧で開示される。

保管会社への債務

特定の状況において、本ファンドは、費用の支払い、資本取引、証券取引、投資業務またはデリバティブ取引に起因して保管会社に当座借越を行うことができる。保管会社への債務(もしあれば)の金額は、本ファンドの関係会社である保管会社としてのステート・ストリートでの当座借越金を反映する。

5. 受託者の報酬

1940 年法で定義される本トラスの「関係者」ではない本トラスの受託者(以下「独立受託者」という。)の手数料および費用は、本ファンドから直接支払われる。独立受託者は、会議への出席および業界のセミナーに関する旅費その他の現金支払費用について償還を受ける。

6. 投資取引

2020 年 9 月 30 日に終了した期間について、投資の購入額および売却額(現物による取引および短期投資を除く。)は以下のとおりであった。

	購入	売却
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 166,728,263	\$ 158,165,158

2020 年 9 月 30 日に終了した期間、現物による設定、現物による償還、現物による正味実現利益/(損失)の額は、以下のとおりであった。

	現物による設定	現物による償還	現物による正味実現利益/(損失)
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 277,512,161	\$ 475,061,260	\$ (39,291,623)

7. 受益者の取引

各本ファンドは、特定の数の口数またはその倍数(以下「クリエイション・ユニット」という。)によってのみ、NAV で、各本ファンドの受益権を発行および償還する。総数がクリエイション・ユニットとならない限り、各本ファンドの受益権は償還できない。各本ファンドの資本受益権の取引は、純資産変動計算書で詳細に開示されている。

本ファンドのクリエイション・ユニットの購入対価は、所定の有価証券のポートフォリオの現物での抛売および所定の額の現金によって構成されることがある。クリエイション・ユニットを購入および償還する投資家は、クリエイション・ユニット(現金を対価とするクリエイション・ユニットを含む。)の発行および償還に伴う名義書換費用およびその他の取引費用と相殺するために、購入取引手数料および償還取引手数料を本トラストおよび／または保管会社に直接支払うことができる。追加の変動手数料が、一定の取引について請求されることがある。当該変動手数料(もしあれば)は、純資産変動計算書上の「その他の資本」に含まれる。

8. 所得税の情報

本ファンドは、内国歳入法典のサブチャプターMにおける「規制投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たすことを想定している。本ファンドは、各会計年度に係る課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限り、連邦所得税の対象とはならない。したがって、連邦所得税の引当金は必要がない。

本ファンドは、連邦税ならびに様々な州税および地方税の申告書を必要に応じて提出する。現在のところ、税務調査を受けている所得税の申告書はない。一般的に、連邦税の申告書は、提出日から3年間の期間にわたって内国歳入庁による調査の対象となるが、州税の申告書の調査対象期間は、管轄地によってさらに1年間追加されることがある。SSGA FM は、全ての調査対象期間に係る申告書に対する本ファンドの税務上のポジションを分析し、租税債務の認識を必要とするような不確実な税務上のポジションが存在しないと判断している。

受益者への分配は、権利落ち日に計上される。収益配当金およびキャピタルゲインの分配は、所得税のルールおよび規則に従って決定されるが、これは米国で一般に認められた会計原則とは相違する可能性がある。

財務書類中の一定の資本勘定は、帳簿と税務との永久差異に合わせて調整された。これらの調整によるNAV または運用成果への影響はない。帳簿と税務との一時差異は、将来解消される。これらの帳簿と税務との差異は、主に、分配の性格による処理の相違、現物取引、外国為替損益、受動的外国投資企業、パートナーシップ、コーポレート・アクション、先渡契約時価評価、先物契約時価評価、資本利益率ベース調整、ウォッシュ・セールの損失繰延べ、および当期利益を超える分配によるものである。

2020年9月30日に終了した年度に支払われた分配金の税務上の特徴は、以下のとおりであった。

	通常 所得	長期 キャピタルゲ イン	合計
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 35,822,371	\$ -	\$ 35,822,371

2019年9月30日に終了した年度に支払われた分配金の税務上の特徴は、以下のとおりであった。

	通常 所得	長期 キャピタルゲ イン	合計
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 67,649,383	\$ -	\$ 67,649,383

2020年9月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりであった。

	未分配 通常 所得	繰越キャピ タルロス	未分配 長期 キャピ タルゲ イン	未実現純 利益(損失)	合計
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 11,236,226	\$ (600,183,989)	\$ -	\$ (126,012,978)	\$ (714,960,741)

2020年9月30日現在、以下の本ファンドには、将来の実現キャピタルゲインと相殺するために使用できる繰越キャピタルロスが存在した。

	繰越期限 なし 短期	繰越期限 なし 長期
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 53,384,347	\$ 546,799,642

2020年9月30日現在、連邦所得税の目的上の費用に基づく投資およびデリバティブの未実現増価および未実現減価の総額は、以下のとおりであった。

	所得税上の 原価	未実現 増価総額	未実現 減価総額	正味未実現 増価 (減価)
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$ 1,877,919,953	\$ 259,615,669	\$ 385,745,885	\$ (126,130,216)

9. 証券の貸付

各本ファンドは、適格なブローカー・ディーラーまたは機関投資家に証券を貸し付けることができる。貸付については、貸し付けた証券の相場以上の額に、日々決定され、適宜調整される経過利息および配当を加えた額に相当する現金、現金等価物または米国政府債により常に担保される。貸し付けた証券に係る担保の額は、証券の価格の市場変動により、一時的に証券価格を上回ることも、下回ることもある。各貸付に関して、ある米国の営業日において、証券担保の市場価格の総額に現金担保を加えた総額が、貸付の対象となる証券の市場価格の総額を下回る場合には、借入人は、翌営業日に追加担保の提供を通知される。

本ファンドは、一定の受益権を行使するために、貸し付けた証券の登録上の所有権を回復するが、借入人が財務的に破綻した場合には、貸し付けた証券の回収が遅れるリスクを負い、当該証券に対する権利を失う可

能性すらある。また、本ファンドは、投資することのある現金担保を失うリスクを負う。本ファンドは、担保として保有する現金、現金等価物または米国政府債について生じた利息または配当から、借入人に支払った手数料の割り戻しおよび貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料が控除された後に、証券貸付の報酬を受領する。さらに、本ファンドは、貸し付けた証券の市場価格の割合に相当する現金以外の担保について、借入人から手数料を受け取る。

2020年9月30日時点における貸し付けた証券の市場価格および投資した現金担保の額は、本ファンドの貸借対照表で開示されている。現金以外の担保は、貸付代理人により本ファンドに代わり保有されているため、本ファンドの貸借対照表では開示されておらず、本ファンドはそれらの証券を再度担保に供することはできない。証券貸付収入は、本ファンドの損益計算書で開示されたとおり、現金以外の担保および現金担保の投資による収入(借入人に支払われた払戻手数料および貸付代理人であるステート・ストリートに支払われた手数料控除後)を示している。

2020年9月30日現在の、各ファンドの証券貸付約定ならびに関連する現金担保および現金以外の担保の概要は、以下のとおりであった。

ファンド	貸付証券の 市場価格	受入現金担保	受入非現金担保 *	受入担保合計
SPDR ユーロ・ストック 50 ETF	\$ 13,342,527	\$ 13,626,201	\$ -	\$ 13,626,201

* 現金以外の担保には、米国財務省証券および米国政府機関証券が含まれる。

ファンド	有価証券 貸付取引	2020年9月30日現在の契約の残存期間				借入合計	有価証券 貸付取引 において 認識され た負債の 総額
		オーバー ナイト および継 続	30日未 満	30日か ら 90日	90日超		
SPDR ユーロ・ストック 50 ETF	普通株式	\$ 13,626,201	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 13,626,201	\$ 13,626,201

10. クレジットライン

一定の本ファンドおよび他の関係性を有するファンド(それぞれを「本参加者」といい、総称して「本参加者等」という。)は、シンジケート銀行団が提供するリボルビング・クレジット・ファシリティ 500 百万ドル(52,370 百万円)のうち 200 百万ドル(20,948 百万円)を利用することが可能であり、これに基づき、本参加者等は、受益者による償還に応じる資金を借り入れることができる。本契約は、延長または更新されない限り、2021年10月に終了する。

本ファンドは、2020年9月30日現在でローン残高はなかった。

本参加者等は年間コミットメント・フィーを請求されるが、これは共同で利用するクレジットラインのうち未使用部分に基づいて算定される。コミットメント・フィーは、本参加者等の中で純資産額に基づき振り分

けられる。コミットメント・フィーは、ファンドの通常の運営費用であり、アドバイザーによって支払われる。本参加者はその借入に関連する利息費用を負担し支払う。金利は、ニューヨーク連銀公定歩合と1カ月LIBORのいずれか高い方に1%を上乗せした金利(年率)で計算される。2020年10月8日より、金利はニューヨーク連銀公定歩合に1.25%を上乗せした金利(年率)で計算される。

11. リスク

集中リスク

本ファンドが自らの資産の多くの割合を同一の国、州、地域、通貨または経済セクターに属する発行体の債務に投資することができることの結果として、経済、ビジネスまたは政治の悪化が本ファンドの投資の価値に対して、本ファンドがより広く分散されている場合よりも強く影響することがある。

外国および新興国市場のリスク

外国市場への投資には、米国での投資に通常伴わないリスクと考慮事項が伴う。外国の有価証券は、本ファンドが投資する国における政府の規制、経済、政治および社会の不安定性を原因とする損失のリスクにさらされることがある。外国市場は、米国での投資と比べて流動性が低いことがあり、為替変動のリスクにさらされることがある。本ファンドが新興国市場に所在する発行体の有価証券に投資する限りにおいて、これらのリスクはさらに顕著なものになることがある。

信用リスク

各本ファンドの投資は、通常の経済状況の変化、通常の市場変動および証券市場への投資に内在するリスクによる影響を免れない。投資市場は激しく変動する場合があります。また、投資価格も様々な要因(景気拡大または後退、金利変動、発行体の実際のまたは認知された信用力の変動、および通常の市場流動性を含むがこれらに限定されない。)に起因して大きく変動する場合があります。各本ファンドは、地政学的イベントにより証券市場が混乱し、世界経済および市場に悪影響が生じるリスクの影響を免れない。国内的、地域的または世界的なイベント(例えば、戦争、テロ行為、感染症の蔓延やその他の公衆衛生上の問題などのイベント)は、本ファンドとその投資に重大な影響を及ぼす恐れがある。

新型コロナウイルス(通称 COVID-19)が原因の呼吸器疾患(2019年12月に中国で最初に確認された。)が大流行した結果、世界的なパンデミックに発展し、米国をはじめとする世界各国の経済と市場に大混乱が生じた。金融市場は、激しいボラティリティを経験し、深刻な打撃を受けたため、多くの金融商品で取引が中断された。多くの金融商品で一定期間にわたり流動性が著しく低下した。一部の金利は超低水準となり、利回りがマイナスとなるケースも見られた。各国政府と中央銀行(米国連邦準備制度理事会を含む。)は、国内/世界経済および金融市場を支援するため、臨時的かつ前例のない措置を講じた。こうした措置の影響、および当該措置が経済と市場の混乱を和らげる上で効果的か否かは、当分の間判明しないであろう。また、COVID-19の大流行とその影響を和らげるために講じた措置により、サービス提供者が本ファンドに提供するサービスに混乱が生じる可能性もある。

12. 受益権分割[中略]

13. 監査法人の変更

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー(以下「PWC」という。)は、2020年4月20日に独立登録公認会計事務所としての地位を退いた。2020年5月21日、本トラスの監査委員会の推薦に基づき、受託者会は2020年9月30日に終了した年度の独立公認会計士として、PWCに代えてアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー(以下「EY」という。)を選定した。

2018年および2019年の各9月30日に終了した年度の財務書類に関するPWCの報告書では、不適正意見または意見についてのディスクレマーは記載されておらず、また、不確実性、監査範囲または会計原則に関して限定又は修正がなされることもなかった。

2018年および2019年の各9月30日に終了した年度、ならびにその翌年度の2020年4月20日までの中間期において、会計原則もしくは実務、財務書類の開示、または監査範囲もしくは手続に関する事項について本トラストとPWCとの間に意見の相違はなかった(仮にPWCが満足いくように意見の相違が解決されなかった場合は、財務書類に関するPWCの報告書において意見の相違に言及することになる。)。また、2018年および2019年の各9月30日に終了した年度、ならびにその翌年度の2020年4月20日までの中間期において、1934年改正証券取引法のレギュレーションS-K第304条第(a)(1)(v)項に記載された種類の報告義務のあるイベントはなかった。

本トラストは、PWCが上記陳述に同意したか否かを記載した証券取引委員会宛てのレターを要求し、PWCは同レターを提供した。当該レターの写しは、第13条第(a)(4)項に基づき、2020年3月31日に終了した期間のフォームN-CSRの添付書類として提出された。

当期間において、本トラストと本トラストを代理する者はいずれも、(i) 特定の取引(完了済の取引か計画段階の取引かを問わない。)への会計原則の適用、もしくは本トラストの財務書類について提供される可能性のある監査意見の種類、または (ii) 意見の相違の対象(レギュレーションS-K第304条第(a)(1)(iv)項で定義)もしくは報告義務のあるイベント(上記第304条第(a)(1)(v)項で規定)に関して、EYに助言を求めなかった。

14. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表日までに本ファンドに生じた全ての後発事象の影響を評価したところ、財務書類の調整を必要とするか、または財務書類において開示を必要とする後発事象は存在しないと判断した。

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ
独立した登録公認会計士事務所の報告書
2020年9月30日

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF[中略]²の受益者および SPDR インデックス・シェア・ファンズの受託者会
御中

財務書類に対する意見

当職らは、SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」という。)を構成する 5 つのファン
ドである、SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF[中略]³(以下「本ファンド」と総称する。)の 2020 年 9 月 30
日現在の貸借対照表(投資一覧または投資一覧の概要を含む。)、同日に終了した年度の関連する損益計算
書、純資産変動計算書、財務ハイライト、およびそれらの関連注記(以下「財務書類」と総称する。)(財務書
類は本フォーム N-CSR の項目 1 に掲載されている。)、ならびに 2020 年 9 月 30 日現在の有価証券の投資一
覧(本フォーム N-CSR の項目 6 に掲載されている。)を監査した。

当職らの意見では、財務書類および有価証券の投資一覧は、2020 年 9 月 30 日現在の各本ファンド(SPDR イ
ンデックス・シェアズ・ファンズを構成する 5 つのファンド)の財政状態、同日に終了した年度の各本ファン
ドの業績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国で一般に受け入れられている会計原則に従って、
全ての重大な点で公正に表している。

2019 年 9 月 30 日に終了した年度の純資産変動計算書、および 2019 年 10 月 1 日より前に終了した期間の財
務ハイライトは別の独立登録公認会計士事務所に監査されたが、同公認会計士事務所の 2019 年 11 月 26 日付報
告書では、当該純資産変動計算書および当該財務ハイライトに関して無限定適正意見が表明された。

意見の根拠

当該財務書類については、本トラストの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、本ファンドの財務書類につ
いて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。当職らは、公開会社会計監視委員会(米
国)(以下「PCAOB」という。)に登録された公認会計士事務所であり、米国連邦証券法ならびに証券取引委員
会およびPCAOBの適用ルールと規則に従い本トラストに対して独立の立場でなければならない。

当職らは、PCAOBの基準に従って監査を実施した。当該基準により、財務書類に重要な不実表示(誤謬また
は不正によるかを問わない。)がないことに関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施すること
を求められている。本トラストは財務報告に対する本トラストの内部統制の監査を受ける義務はなく、ま
た、当職らが同監査を実施することもない。当職らは、監査の一環として、財務報告に対する内部統制を把
握する必要があるが、これは、財務報告に対する本トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的
とするものではない。したがって、当職らがそうした意見を表明することはない。

² 本ファンド以外のファンド名は省略する。

³ 本ファンド以外のファンド名は省略する。

監査には、財務書類における重要な不実表示(誤謬または不正によるかを問わない。)のリスクを評価する手続の実施および当該リスクに対処するための手続の実施が含まれる。こうした手続には、財務書類の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)が含まれる。当職らの手続には、保管会社、ブローカーなどとの連絡による、または、ブローカーなどからの返答がない場合にはその他の適切な監査手続による、2020年9月30日現在所有されている証券の確認が含まれる。また、当職らの監査には、使用した会計原則および経営陣による重要な見積りの評価、ならびに財務書類の表示全体の評価も含まれる。当職らは、当職らの監査が当職らの意見についての合理的な根拠を提供すると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

当職らは、2000年以來、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの投資会社の1つ以上の監査人としての業務に従事してきた。

マサチューセッツ州ボストン

2020年11月25日

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ

その他の情報(未監査)

2020年9月30日

費用の例

受益者は、本ファンドの受益者として、(1)購入時の支払い、配当金の再投資またはその他の分売にかかる販売手数料(もしあれば)を含む取引費用ならびに(2)投資顧問報酬を含む継続的費用の2種類の費用ならびにその他の本ファンドの費用を負担する。この例は、本ファンドへの投資にかかる継続的費用(ドル建て)を理解し、他のミューチュアル・ファンドへの投資にかかる継続的費用と比較できるようにするためのものである。示されている期間の期首に1,000ドル(104,740円)を投資し、2020年4月1日から9月30日までの全期間にわたって保有したという前提に立っている。

以下の表は、受益者の本ファンドの費用を次の2つの形で示している。

ファンド実際リターン基準 - 本セクションは、受益者が当該期間にわたって支払った実際の費用を見積もるために有用である。示されている「期末アカウントの価額」は、各本ファンドの実際のリターンから得た値であり、三番目の列は、本ファンドへの投資を1,000ドル(104,740円)で始めた投資家が支払うこととなった金額を示す。この情報および投資額を使って、当該期間中に支払った費用を見積もることができる。そのためには、アカウントの価額を1,000ドル(104,740円)で除し(例えば、8,600ドル(900,764円)のアカウントの価額 \div 1,000ドル(104,740円)=8.6)、その額に、本ファンドの「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じるだけである。

仮定リターン率 5%基準 - 本セクションは、受益者の本ファンドの費用を他のミューチュアル・ファンドの費用と比較するのに有用となることを意図したものである。ここでは、本ファンドの費用控除前の年率のリターン率は5%であったが、費用割合は変わらないことを仮定している。使用されているリターンは本ファンドの実際のリターンではないため、結果は、受益者の投資には当てはまらない。本例は、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)が5%のリターンに基づいて費用を算出することを全てのミューチュアル・ファンドに義務付けているため比較に有益である。本仮定例を他のファンドの受益者向け報告書の仮定例と比較することによって本ファンドの費用を算定することができる。

表に記載された費用は、継続的費用のみを強調するもので、販売手数料等の取引費用は反映していない。したがって、表の仮定リターン率5%のセクションは、継続的費用のみを比較するのに有用であって、保有している別個のファンドの費用総額を判断するのに有用なものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

	<u>SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF</u>	
年率費用率		0.29%
実際：		
期末アカウントの価額	\$	1,243.90
当該期間に支払った費用(a)		1.63
仮定(費用控除前の年率のリターン率が5%と仮定)：		
期末アカウントの価額		1,023.60
当該期間に支払った費用(a)		1.47

(a) 費用は、本ファンドの年率の純費用率に、当該期間のアカウントの平均価額を乗じ、さらに183を乗じた額を、366で除して得た額である。

租税に関する情報

連邦所得税の目的のため、以下の情報は、2020年9月30日に終了する会計年度の本ファンドの分配に関して提供される。

受取配当控除

各本ファンドは、受取会社配当控除に関して、その純課税所得の最大許容額を適格と報告する。

適格受取配当

2020年9月30日に終了した会計年度の分配された配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率について適格である。当該軽減税率は、個々の税率区分に応じて、5%から20%である。各本ファンドは、その純課税所得の最大許容額を、2003年雇用および成長減税調整法で定める適格受取配当として報告する。

外国税控除

本ファンドは、内国歳入法典第853条に基づき、各本ファンドによって支払われた外国税に関して受益者へのパススルー課税を選択している。2020年9月30日に終了した会計年度、パススルーする外国税の合計額は、以下のとおりである。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$	<u>金額</u> 4,591,199
-----------------------	----	------------------------

2020年9月30日に終了した会計年度、以下の本ファンドから得られた外国源泉収入の額は、以下のとおりである。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	\$	<u>金額</u> 52,251,349
-----------------------	----	-------------------------

プレミアム/ディスカウントに関する情報

過去の暦年中に本ファンドの受益権が本ファンドのNAVを上回る価格(すなわちプレミアム)または下回る価格(すなわちディスカウント)により取引所で取引された頻度に関する情報については、www.ssga.com を参照されたい。

議決権の代理行使に関する方針および手続ならびに記録

本トラスの議決権の代理行使に関する方針および本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる手続に関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257(通話料無料)に電話して請求するか、または(ii) SEC のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。

投資アドバイザーが 6 月 30 日に終了した 12 カ月間にどのように議決権を行使したかについては、各年の 8 月 31 日までに上記と同じ電話番号または SEC のウェブサイト(www.sec.gov)および本ファンドのウェブサイト(www.ssga.com)で入手可能である。

四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドの第 1 四半期および第 3 四半期終了後、完全な投資の一覧表がフォーム N-PORT の付表として SEC に提出される。これは、SEC のウェブサイト(www.sec.gov)で入手可能である。本ファンドの投資の一覧表は、電話(1-866-787-2257 (通話料無料))で要請すれば無料で入手できる。

投資顧問契約の承認

2020 年 9 月 30 日までに開催された会議において、本トラスの受託者会(以下「受託者会」という。)は、本トラスのシリーズ(以下「SPDR ETF」と総称する。)についての本トラスと SSGA Funds Management, Inc.(以下「アドバイザー」または「SSGA FM」という。)の間の投資顧問契約(以下「本件契約」という。)の継続に関する議案を検討した。また、1940 年投資会社法(修正版)で定義される「関係者」ではない本トラスの受託者(以下「独立受託者」という。)は、本件契約を検討するために別途会議を行った。独立受託者は、当該プロセスの間、自身の独立法律顧問の助言を受けた。

本件契約を検討するにあたって、法律顧問の助言に従って受託者会が合理的に必要と判断した資料を受託者会が要請し、本トラスの投資アドバイザーおよびアドミニストレーターを務める SSGA FM ならびに本トラスのサブ・アドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラス・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)により同資料が提供された。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、下記を含む様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき SPDR ETF に関してアドバイザーが提供したサービスの性質、範囲および質
- (ii) SPDR ETF の投資パフォーマンス
- (iii) アドバイザーおよびその関係会社が本トラスの関係から実現した利益
- (iv) 類似ファンドに対して請求した報酬額

- (v) アドバイザーに対するその他の便益
- (vi) SPDR ETF が成長した場合に共有される規模の経済の範囲

サービスの性質、範囲および質

受託者会は、アドバイザーが提供したサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者会は、本トラストの過去の経験ならびに会議前および会議中に、提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約および各 SPDR ETF の投資業務の管理に関するアドバイザーの責任について、各 SPDR ETF の投資目的、投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って検討した。受託者会は、上場投資信託としての各 SPDR ETF の比較的独特的な性質、アドバイザーの上場投資信託に関する経験および専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(SPDR ETF のポートフォリオ管理およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴および経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ運用資源、構造および実務(各 SPDR ETF の投資目的と投資方針ならびに適用法令の遵守の監視および確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの最良執行手続および投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資運用業務に関する一般的な知識およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部役職員の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般的な知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、インデックス商品全般、特に上場投資信託について、世界最大の投資運用会社の1つであることを考慮した。受託者会は、アドバイザーの経験のうち、指数ベースの投資目的に基づいて株式上場投資信託を運用してきた経験について具体的に検討した。

投資パフォーマンス

受託者会は、SPDR ETF のパフォーマンスを検討し、各 SPDR ETF の独特な指数投資目標によって、投資パフォーマンス(絶対値)の分析については、アクティブ運用されるファンドよりも、優先順位が劣ることに注目した。むしろ、受託者会は、各 SPDR ETF がパッシブ運用される指数ファンドとしての目的を達成できる範囲を重視した。受託者会は、SPDR ETF の指数トラッキングに関する情報を検討した。

アドバイザーが実現した利益

受託者会は、SPDR ETF の助言契約について、アドバイザーにとっての利益性を検討した(アドバイザーにとっての SPDR ETF の過去の利益性に関するデータを含む。)。受託者会(独立受託者を含む。)は、自身の独立法律顧問と共に、アドバイザーおよびステート・ストリートの代表者との間で、利益計算の基準となる費用を計算する際に用いた手法について協議する機会を持った。

類似ファンドに対して請求した報酬額

受託者会は、類似するファンド(すなわち、株式指数に連動する上場投資信託)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、各 SPDR ETF の均一の手数料を評価した。受託者会は、ブロードリッジ・

フィナンシャル・ソリューションズ・インク(Broadridge Financial Solutions, Inc.)から独自に入手したデータおよび同様の上場投資信託に関する比較可能な情報に基づいて、各 SPDR ETF について同様の上場投資信託のユニバースを検討した。受託者会は、当該検討を行うに際して、データについてファンド毎の分析を利用した。

その他の便益

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から便益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本トラストの株式委託売買に関係してソフトダラーの取り決めを維持していないことに注目した。

規模の経済

受託者会は、各 SPDR ETF の資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、各 SPDR ETF の資産の増加に伴う各新 ETF の投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から SPDR ETF と効果的に共有することにより、SPDR ETF について(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。アドバイザーはまた、均一の手数料の1つの利点として、変動しない費用構造を提供することを主張したが、ブレイクポイントの追加によってこれが失われたり希釈化されたりする可能性がある。受託者会は、SPDR ETF の規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価する。

結論

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素(その要素は、それ自体決定的ではなく、また、各受託者により異なる評価がなされる可能性もなかった。)について比較検討した上で、各 SPDR ETF に関して本件契約を承認した。当該要素に関する受託者会の結論は以下のとおりである。(a) SPDR ETF に関してアドバイザーが提供したサービスの性質および範囲は適切だった。(b) 各 SPDR ETF のパフォーマンス、および、より重要な点として指数トラッキングは満足なものであった。(c) 各 SPDR ETF についてのアドバイザー統一手数料は、提供されたサービスおよび類似のファンドに課された手数料と比較して、公正で合理的であった。(d) 本トラストのアドバイザーとの関係による収益は過剰ではなかった。(e) アドバイザーまたはその関係会社の追加的な潜在的利益は受託者会の結論に重大な影響を及ぼす大きさではなかった。(f) アドバイザーに支払われた手数料は、本トラストの比較的低い手数料構造による SPDR ETF に関する規模の経済を適切に共有した。

受託者と役員の情報

氏名、住所および 生年月日	ファンドに おける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監 督するファン ド・コン プレックス に属すポー トフォリオ 数†	受託者の 兼職の状況
独立受託者					
FRANK NESVET c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1943年	独立受託者、会 長、受託者会会 長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	退職	125	なし
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1950年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	退職	125	なし
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1953年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	自営コンサルタント (2010年以降)、CFA インスティテュー ト、最高経営責任者 兼プレジデント(2014 年6月～2015年1 月)	125	アフィリエイテッ ド・マネージャー ズ・グループ・イ ンク(会長、ディ レクター、兼監査 委員会委員長)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1952年	独立受託者、監 査委員会委員長	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	自営コンサルタント (2009年以降)	125	ザ・モトレー・ フル・ファン ズ・トラスト(受 託者)
CLARE S. RICHER c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1958年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2018 年7月以降	最高財務責任者、パ トナム・インベスト メンツ・エルエル シー(2008年12月～ 2017年5月)	125	プリンシパル・ ファイナンシャ ル・グループ (ディレクター)、 ベイン・キャピタ ル・スペシャル ティ・ファイナ ンス(ディレク ター)、パトナ ム・アクイジショ ン・ファイナンス ング・インク (ディレクター)、 パトナム・アクイ ジション・ファイ ナンスング・エル エルシー(ディレ クター)、パトナ ム GP インク(ディ レクター)、パト ナム・インベス ター・サービシ

ズ・インク(ディ
レクター)

<p>SANDRA G. SPONEM c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1958 年</p>	<p>独立受託者</p>	<p>在任期間：無制 限 在職期間：2018 年 7 月以降</p>	<p>元最高財務責任者、 M.A.モーテンソン・ カンパニーズ・イン ク(2007 年 2 月～ 2017 年 4 月)</p>	<p>125</p>	<p>ライデックス・シ リーズ・ファン ズ、 ライデックス・ダ イナミック・ファン ズ、 ライデックス・バ リアブル・トラス ト、グッゲンハイ ム・ファンズ・ト ラスト、 グッゲンハイム・ バリアブル・ファン ズ・トラスト、 グッゲンハイム・ ストラテジー・ ファンズ・トラス ト、 トランスペアレン ト・バリュエ・ト ラスト、フィデュ シャリー/クレイ モア・ エナジー・インフ ラストラク チャー・ファン ド、グッゲンハイ ム・ タクサブル・ ミューニシパル・ マネージド・デュ レーション・トラス ト、 グッゲンハイム・ ストラテジック・ オポチュニティ・ ファンド、 グッゲンハイム・ エンハンスト・エ クイティ・インカム・ ファンド、 グッゲンハイム・ クレジット・アロ ケーション・ファン ド、 グッゲンハイム・ エナジー&インカム・ ファンド(受 託者および監査委 員会委員長)</p>
<p>利害関係のある受託者 JAMES E. ROSS* c/o SPDR Index Shares Funds One Iron Street Boston, MA 02210 1965 年</p>	<p>利害関係のある 受託者</p>	<p>在任期間：無制 限在職期間：受 託者については 2010 年 4 月以降</p>	<p>フュージョン・アク イジション・コー プ、会長(2020 年 6 月～現在)、SSGA ファンズ・マネジメ ント・インク、元会</p>	<p>136</p>	<p>SSGA SPDR ETFs ヨーロッパ I ピー エルシー (ディレクター) (2016 年 11 月～ 2020 年 3 月)、</p>

長兼ディレクター
(2005年～2020年3月)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、元エグゼクティブ・バイス・プレジデント(2012年～2020年3月)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー、元最高経営責任者兼ディレクター(2017年5月～2020年3月)、ステート・ストリート・グローバル・マーケティング・エルエルシー、ディレクター(2013年～2017年4月)、SSGAファンズ・マネジメント・インク、プレジデント(2005年～2012年)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、プリンシパル(2000年～2005年)

SSGA SPDR ETFs
ヨーロッパII
ピーエルシー
(ディレクター)
(2016年11月～2020年3月)、ステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・トラスト(2016年7月～2020年3月)、SSGAファンズ(2014年1月～2020年3月)、ステート・ストリート・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト(2007年2月～2020年3月)、ステート・ストリート・マスター・ファンズ(2007年2月～2020年3月)、エルファン・ファンズ(2016年7月～2018年12月)

† 受託者が監督するポートフォリオの数を決定するにあたって、「ファンド・コンプレックス」は、SSGAファンズ・マネジメント・インクが投資アドバイザーを務める登録投資会社から成る。

* ロス(Ross)氏は、アドバイザーにおける以前の地位およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者であった。

役員

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10月以降	SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、会長(2020年3月 ～現在)*、SSGA ファンズ・マ ネジメント・インク、プレジデ ントおよびディレクター(2001 年～現在)*、ステート・スト リート・グローバル・アドバイ ザーズ、シニア・マネージン グ・ディレクター(1992年～現 在)*、ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ・ ファンズ・ディストリビュー ターズ・エルエルシー、マ ネージャー(2017年5月～現 在)
BRUCE S. ROSENBERG SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1961年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2016年2月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、マネーディング・ ディレクター(2015年7月～現 在)、クレディ・スイス、ディ レクター(2008年4月～2015年 7月)
ANN M. CARPENTER SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1966年	バイス・プレジデ ント、財務部長代理	在任期間：無制限 在職期間：2012年8月以降 (バイス・プレジデントに関し て) 在任期間：無制限 在職期間：2016年2月以降 (財務部長代理に関して)	SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、最高運営責任者 (2005年～現在)*、ステート・ ストリート・グローバル・アド バイザーズ、マネーディング・ ディレクター(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、マネー ジング・ディレクター(2005年 ～現在)*
CHAD C. HALLETT SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1969年	財務部長代理	在任期間：無制限 在職期間：2016年2月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、バイス・プレジデ ント(2014年11月～現在)、ス テート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパ ニー、バイス・プレジデント (2001年～2014年11月)*
DARLENE ANDERSON- VASQUEZ SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1968年	財務部長代理	在任期間：無制限 在職期間：2016年11月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、マネーディング・ ディレクター(2016年5月～現 在)、ジョン・ハンコック・イ

ARTHUR A. JENSEN SSGA Funds Management, Inc. 1600 Summer Street Stamford, CT 06905 1966 年	財務部長代理	在任期間：無制限 在職期間：2017 年 8 月以降	ンベストメンツ、シニア・バイ ス・プレジデント、(2007 年 9 月～2016 年 5 月) ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、バイス・プレジデ ント(2016 年 7 月～現在)、エル ファン・ファンズ、財務部長代 理(2016 年 7 月～現在)、ステ ート・ストリート・インステイ テューショナル・ファンズ、ス テート・ストリート・バリアブ ル・インシュランス・シリー ズ・ファンズ・インクおよび GE 退職年金基金、財務部長 (2011 年 6 月～現在)、エルファ ン・ファンズ、財務部長(2011 年 6 月～2016 年 7 月)、GE ア セット・マネジメント・イン コーポレイテッド、ミューチュ アル・ファンド・コントロー ラー(2011 年 4 月～2016 年 7 月)
DAVID LANCASTER SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1971 年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2020 年 11 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、バイス・プレジデ ント(2017 年 7 月～現在)、ス テート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパ ニー、アシスタント・バイス・ プレジデント(2011 年 11 月～ 2017 年 7 月)
SUJATA UPRETI SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1974 年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2016 年 2 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、バイス・プレジデ ント(2015 年 5 月～現在)
DANIEL FOLEY SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1972 年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2016 年 2 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、バイス・プレジデ ント(2007 年 4 月～現在)*
DANIEL G. PLOURDE SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1980 年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2017 年 5 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン ト・インク、バイス・プレジデ ント(2015 年 5 月～現在)、ス テート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパ ニー、オフィサー(2009 年 3 月 ～2015 年 5 月)
BRIAN HARRIS SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street	最高コンプライアンス 責任者、マネー・ロン ダリング防止責任者、	在任期間：無制限 在職期間：2013 年 11 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズおよび SSGA ファンズ・マネジメン

Boston, MA 02210 1973 年	倫理規範コンプライア ンス責任者		ト・インク、マネージング・ ディレクター(2013 年 6 月～現 在)*
SEAN O'MALLEY SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1969 年	最高法務責任者	在任期間：無制限 在職期間：2019 年 8 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、シニ ア・バイス・プレジデント兼デ ピュティ・ゼネラル・カウンセ ル(2013 年 11 月～現在)
ANDREW DELORME SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1975 年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2019 年 8 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、バイ ス・プレジデント兼シニア・カ ウンセル(2016 年 4 月～現在)、 ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、バイ ス・プレジデント兼カウンセ ル(2014 年 8 月～2016 年 3 月)
DAVID BARR SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1974 年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2020 年 11 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、バイ ス・プレジデント兼シニア・カ ウンセル(2019 年 10 月～現 在)、 イートン・バンス・コープ、バ イス・プレジデント(2010 年 10 月～2019 年 10 月)
DAVID URMAN SSGA Funds Management, Inc. One Iron Street Boston, MA 02210 1985 年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2019 年 8 月以降	ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、バイ ス・プレジデント兼シニア・カ ウンセル(2019 年 4 月～現在)、 ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ、バイ ス・プレジデント兼カウンセ ル(2015 年 8 月～2019 年 4 月)、 ロープス・アンド・グレイ LLP、アソシエイト(2012 年 11 月～2015 年 8 月)

* 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。

本ファンドのディレクターについての追加情報を含む本トラスの追加情報明細(SAI)は、電話で請求することにより(1-866-787-2257)、無料で入手することができる。

SPDRインデックス・シェアズ・ファンズ**受託者**

Bonny E. Boatman
Dwight D. Churchill
Frank Nesvet, Chairman
Clare S. Richer
James E. Ross
Sandra G. Sponem
Carl G. Verboncoeur

投資顧問およびアドミニストレーター

SSGA Funds Management, Inc.
One Iron Street
Boston, MA 02210

販売会社

State Street Global Advisors Funds
Distributors, LLC
One Iron Street
Boston, MA 02210

保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

法律顧問

Morgan, Lewis & Bockius LLP
1111 Pennsylvania Avenue, NW
Washington, DC 20004

独立した登録公認会計士事務所

Ernst & Young LLP
200 Clarendon Street
Boston, MA 02116

本報告書に含まれる情報は、本トラストの受益者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラストに関する重要な情報を含む本トラストの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、www.ssga.com のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。